

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当なし

2 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産については、最終仕入原価法により評価しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、平成10年以降に取得した建物（建物付属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備、構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

①建物	10年～50年
②構築物	15年～20年
③医療用器械備品	4年～6年
④その他の器械備品	2年～20年
⑤車両運搬具	2年～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（法人内使用分）については、法人内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、法人税法における貸倒引当金の繰入限度額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算し、計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員に対して将来支給する退職慰労金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、計上しております。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、固定資産に係る控除対象外消費税等については、繰延資産消費税に計上し、5年間で均等償却を行っております。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

該当なし

7 重要な会計方針を変更した旨等

該当なし

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状態に関する事項

該当なし

9 担保に供されている資産に関する事項

- (1) 担保に供されている資産
該当なし
- (2) 担保に係わる債務
該当なし

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

- (1) 法人である関係事業者
該当なし
- (2) 個人である関係事業者
該当なし

11 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

12 重要な後発事象に関する事項

該当なし

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,613,950千円

- (2) 当期の補助金のうち、主な内容は次の通りです。

補助金等の名称	交付者	金額
令和4年度新型コロナウイルス感染症対応医療提供体制強化緊急補助金	佐賀県	159,750千円
令和4年度新型コロナウイルスワクチン個別接種促進のための支援事業給付金	佐賀県	12,601千円
令和4年度新型コロナウイルス感染症自宅療養者等診療体制強化事業補助金	佐賀県	7,550千円
令和4年度新型コロナウイルス感染症対応医療提供体制強化緊急補助金（救急・周産期・小児医療体制確保補助事業〔設備整備等事業〕）	佐賀県	4,466千円
令和4年度新型コロナウイルス感染症対応医療提供体制強化緊急補助金（感染症患者等入院医療機関設備整備事業）	佐賀県	1,535千円
令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金	佐賀県	4,083千円
令和4年度医療・福祉・保育施設等物価高騰対応応援金	佐賀県	7,075千円